



鳥取県公報

平成16年3月9日(火)
第7566号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (156) (福祉保健課)	1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (157) (")	1
	生活保護法による介護機関の指定 (158) (")	2
	結核予防法による医療機関の指定 (159) (健康対策課)	2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (160) (")	2
	土地改良事業の協議の適否の決定 (161) (耕地課)	2
	保安林の指定施業要件の変更 (162) (森林保全課)	3
	基本測量の終了 (163) (管理課)	4
	土地収用法による事業の認定 (164) (")	4

告 示

鳥取県告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
久野内科病院	米子市富益町2165 - 2	平成16年2月1日
野口内科医院	倉吉市西倉吉町11 - 30	"
あだち脳神経外科クリニック	米子市西福原一丁目1 - 12	平成16年2月2日

鳥取県告示第157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
川本内科病院	倉吉市上井町二丁目 2 - 15	平成16年 1 月23日
久野内科病院	米子市富益町2165 - 2	平成16年 1 月31日
医療法人社団野口内科医院	倉吉市西倉吉町11 - 30	〃
芦立外科脳神経外科医院	米子市西福原一丁目 1 - 12	平成16年 2 月 1 日

鳥取県告示第158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
医療法人アスピオス	鳥取市吉方温泉一丁目653	デイサービス風紋館	鳥取市立川町五丁目312 - 1	通所介護	平成16年 2 月27日

鳥取県告示第159号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
野の花診療所	鳥取市行徳三丁目431	平成16年 3 月 1 日

鳥取県告示第160号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
野の花診療所	鳥取市行徳三丁目431	平成16年 2 月29日

鳥取県告示第161号

淀江町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業淀江宇田川地区暗きょ排水）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成16年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成16年3月9日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
淀江町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第162号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東伯郡泊村大字園字浜山2322、2322の1、字一里浜2340の1、2340の124、2340の154、大字小浜字浜畑947の1、字浜山946の1、大字石脇字坪井793の45、大字宇谷字ナハナミ639の32、字荒浜870の26、字浜山830の3
- (2) 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東伯郡泊村大字小浜字尾後302の2、305の2、306の1、309の1、310から312まで、313の1、314、315の1、316の1、316の5、316の10、316の11、317の2、字池ノ谷西平278の1、大字石脇字二ノ甲亀山1296の1、1296の2、大字泊字後島1422の1、1422の8、1422の13、大字宇谷字荒浜870
- (2) 保安林として指定された目的
風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東伯郡泊村大字宇谷字水谷1494、1947の5
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字坪井793の45

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第163号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成16年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（一等重力測量）
- 2 作業地域 鳥取市及び境港市
- 3 終了年月日 平成15年12月12日

鳥取県告示第164号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年3月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
江府町
- 2 事業の種類
農業集落排水事業御机地区処理施設建設事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 日野郡江府町大字御机字荒堀地内
(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

農業集落排水事業御机地区処理施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、農業集落排水施設を整備するものであり、土地収用法（以下「法」という。）第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である江府町は地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有しており、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、農業集落排水の予定処理区域内の最下部に位置する土地（以下「本件土地」という。）に農業集落排水処理施設を整備するものである。

本件事業の実施により得られる利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することが見込まれる。

イ 本件事業は鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、起業地選定等に当たって住民への影響に配慮しており、本件事業により失われる環境上の利益は軽微なものと考えられる。

ウ 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

エ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、事業に必要な面積が確保できること、自然環境及び集落環境への影響が小さいこと、維持管理費も含めた事業費が少ないこと等を条件に3つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されている。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農村集落の生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るためのものであり、緊急に整備すべき事業と認められ、本件土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

日野郡江府町大字江尾475

江府町役場

